

地域公共交通確保維持改善事業国庫補助金計画認定申請書類 (幹線系統)

- (1) 地域公共交通計画認定申請書及び別紙
- (2) 表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)
- (3) 表 2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統)
- (4) 表 4 別表 1 及び別表 3 の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

国土交通大臣 殿

氏名又は名称
河南町地域公共交通会議
住 所
大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の 6
代 表 者 氏 名
会長 猪井 博登

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 6 年 6 月 日

（名称）河南町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

河南町においては、富田林駅への移動を中心に、通勤・通学、買い物、通院等の日常生活に係る移動を補助する役割を担う地域公共交通機関網（路線バス・コミュニティバス・乗合タクシー）が町内全域に広がっている。これらの公共交通については、富田林市の総合病院・大規模な商店等が当町民の日常生活機能を担う中で、幹線系統バスが富田林市に向かう唯一の手段として、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

また、この幹線系統バスに通じるコミュニティバス等が支線の役割を果たしている。

しかしながら、人口減少や自家用車の普及の影響を受け、当町や事業者の運営努力だけでは、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、路線の維持が難しく運行に様々な問題が生じている。

また、バス路線を廃止した一部地域では、十分な交通手段が確保されておらず、住民に不便を強いている状況にある。

加えて、令和5年12月20日付けで金剛自動車株式会社が廃業したことを受け、それ以降は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会が運行を引き継いでいるが、以前より便数を減らしたこともあり、利便性の高い公共交通を望む住民の声も少なくない。

このため、地域公共交通確保維持事業により、幹線系統バスの阪南線、さくら坂循環線及び千早線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

町内循環線の収支率を 10～15%以上とする。（R4 年度実績 14.8%）

駅直通路線の収支率を 20～25%以上とする。

カナちゃんバス・やまなみタクシー（町内循環線）に係る河南町からの支出を令和 6 年度予算額の 30,631 千円以下とする。

4 市町村コミバス（駅直通路線）に係る河南町からの支出を令和 6 年度予算額の 127,095 千円以下とする。

4 市町村コミバスの年間利用者数を 738,984 人の現状維持とする。（※1）

カナちゃんバスの年間利用者数を 33,525 人以上とする。（※2）

やまなみタクシーの年間利用者数を 937 人以上とする（令和 4 年度実績）。

※1：R5.12.21～R6.1.20 の 1 ヶ月間における利用者数から年間利用者数を推計

※2：R4 年間実績（R4.2～R5.1）を運行本数 8 本/日の場合で年間利用者数を推計

（河南町地域公共交通計画 P67「表 4-3 本計画の評価指標と目標値」参照）

（2）事業の効果

幹線系統バス路線を維持することにより、河南町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。

さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・道の駅かなん お買い物券の配布(河南町)
 - ・車内広告の掲示(河南町)
 - ・交通系 I C カードシステムの導入(河南町)
 - ・バス待ち環境・バス停の猛暑対策(河南町)
 - ・総合窓口の設置等の検討や情報発信(広域協議会、河南町、バス事業者)
 - ・地域公共交通の利用促進として、交通手段の維持・確保のため、イベント・キャンペーンなどの実施による公共交通への関心を高めるとともに、利用者増に向けた取組み(広域協議会、河南町、バス事業者)
 - ・バスの安全な運行管理(広域協議会)
 - ・適正な利用者負担としての料金体系の見直し(広域協議会、河南町)
 - ・バス乗務員確保に向けた対策(バス事業者、広域協議会、河南町)
 - ・乗換え結節点による乗り換え環境の改善(河南町)
 - ・全体の交通手段の見直し(広域協議会、河南町)
 - ・やまなみタクシーのサービス形態の見直し・ルートの変更検討の実施(河南町)
 - ・バスロケーションシステムの導入(広域協議会、河南町)
 - ・グリーンスローモビリティ・自動運転モビリティの活用(広域協議会、河南町)
 - ・AI オンデマンド技術を活用した運行方法の検討(河南町)
 - ・パンフレット等の作成(河南町)
- (河南町地域公共交通計画 P61-65 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 4 市町村コミバス路線について、その運行に係る費用総額 247,631 千円のうち、河南町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。かなん公共交通活性化事業によって運行の維持を図るカナちゃんバス(北/南)・やまなみタクシー(A/B)路線について、その運行に係る費用総額 28,671 千円のうち、河南町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・収支率は年間実績
- ・行政負担額は年間予算額
- ・利用者数は年間実績(年度毎)

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

表 4 を添付

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

＜阪南線・さくら坂循環線（近鉄バス株）＞

（１）交通系 IC カード対応

①取組内容

交通系 IC カードの利用可能により利用促進を図る。

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和 5 年 12 月 21 日～

（２）スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の取扱い

①取組内容

スマートフォンアプリ「ミライロ ID」携帯画面をご提示いただくことにより、身体障がい者手帳および療育手帳を提示いただく場合と同様の割引を適用することで利便向上を図る。（普通旅客運賃 5 割引）

②実施主体

近鉄バス

③実施時期

令和 5 年 12 月 21 日～

＜千早線（南海バス株）＞

（１）IC カードシステム導入および割引制度実施による利用促進および定時性の確保

①取組内容

IC カードシステムを導入し、IC 化にすることでスムーズな乗降ができるようになった。また、PiTaPa カードにおいては利用額に応じた割引制度を設定することにより、IC カード利用への転換の促進を図り、利用促進及び定時性の確保を目指す。

【利用額割引の概要】

1 ヶ月の利用額の 3,000 円を超えた金額に対し、利用額が 10.7%引きになる割引サービス

②実施主体 南海バス

③実施時期 令和 5 年 12 月 21 日～

（２）スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の取り扱い

①取組内容

バス利用時に障害者割引の適用を行なうためには、乗務員に障害者手帳の提示が必要であり、障害者手帳には生年月日や住所等が記載されていることや障害者手帳を提示すること自体に利用者の心的負担があった。そこで、障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の利用を認め、障害者手帳と同様の取り扱いを認めることで、障害者手帳に替わり、スマートフォンのアプリに表示される情報を以って、減額処置を行なう。個人情報公開や障害者手帳自体提示することへの心的負担を軽減し、外出の促進を目指す。

②実施主体 南海バス

③実施時期 令和 5 年 12 月 21 日～

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
（１）事業の目標
該当なし
（２）事業の効果
該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和5年7月31日 令和5年度第1回河南町地域公共交通会議

役員の選出、計画策定について概要説明 等

令和5年9月21日～27日（書面開催） 令和5年度第2回河南町地域公共交通会議

広域協議会の設置について

令和5年11月13日～20日（書面開催） 令和5年度第3回河南町地域公共交通会議

自家用有償旅客運送の継続について

令和6年2月2日 令和5年度第4回河南町地域公共交通会議

地域公共交通計画の素案について

令和6年3月1日～11日（書面開催） 令和5年度第5回河南町地域公共交通会議

地域公共交通計画の素案について

令和6年5月22日 令和6年度第1回河南町地域公共交通会議

地域公共交通計画案、幹線・フィーダー系統計画認定申請の事前説明について

令和6年6月下旬（書面開催） 令和6年度第2回河南町地域公共交通会議

幹線・フィーダー系統計画認定申請について

19. 利用者等の意見の反映状況

町ホームページにおいて本計画に関する意見募集を実施した。

募集期間：令和6年4月24日から令和6年5月15日

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

(所 属) 河南町地域公共交通会議事務局

(河南町役場 総務課)

(氏 名) 岡出 侑樹

(電 話) 0721-93-2500(内線 231)

(e-mail) soumu@town.kanan.osaka.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
河南町	近鉄バス(株)	(1) 阪南線	4,370	
		(2) さくら坂循環線	8,375	
	南海バス(株)	(3) 千早線	2,564	
合 計				

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付
2. 「特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

事業者名

近鉄バス株式会社

R7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間※)の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,495,496 千円	営業外収益	95,788 千円	経常収益(イ)	3,591,284 千円
	営業費用	4,087,068 千円	営業外費用	2,671 千円	経常費用(ロ)	4,089,739 千円
	営業損益	△ 591,572 千円	営業外損益	93,117 千円	経常損益	△ 498,455 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	6,698,968.0 km				経常収支率	87.81 %

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	3,183,682 千円	営業外収益	139,365 千円	経常収益(イ)	3,323,047 千円
	営業費用	3,984,480 千円	営業外費用	545 千円	経常費用(ロ)	3,985,025 千円
	営業損益	△ 800,798 千円	営業外損益	138,820 千円	経常損益	△ 661,978 千円
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	6,863,799.9 km				経常収支率	83.39 %

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	2,931,010 千円	営業外収益	245,130 千円	経常収益(イ)	3,176,140 千円
	営業費用	3,949,255 千円	営業外費用	6,722 千円	経常費用(ロ)	3,955,977 千円
	営業損益	△ 1,018,245 千円	営業外損益	238,408 千円	経常損益	△ 779,837 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	6,803,154.9 km				経常収支率	80.29 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ' =b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	581円.49銭	580円.58銭	610円.50銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 =ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
京阪神	590円.85銭	554円.21銭	554円.21銭	536円.09銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統		計画運行 日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車 密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブ ロック外 乗入部 分、同一 補助ブ ロック都 道府県外 乗入部分 及び他商 線の競 合部分以 外のキロ 程の比率			
				起点	主な 経由地					終点	チ			オ	リ	ヌ	ル	ル÷チ						
①＝カッコ内	②	①×② ＝③																			(チー(リ 十ヌ十 ル))÷チ ＝ヲ			
	(1)		阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5)	回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
	富田林市	阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5)	回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 3.4km 復 3.4km	3.4km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	32.000%	
	太子町	阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5)	回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.0km 復 4.0km	4.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	20.000%	
	河南町	阪南線	喜志駅	河南橋 東山	喜志 駅	365 日	5,293 (14.5)	回	3.5	50.7 人	往 5.0km 復 5.0km	5.0km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 2.6km 復 2.6km	2.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	48.000%	
	(2)		さくら坂 循環線	富田林 駅	山中田 河南町役場 さくら坂4丁目	富田 林駅	365 日	3,650 (10.0)	回	5.5	55.0 人	往 15.8km 復 0.0km	7.9km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
	富田林市	さくら坂 循環線	富田林 駅	山中田 河南町役場 さくら坂4丁目	富田 林駅	365 日	3,650 (10.0)	回	5.5	55.0 人	往 15.8km 復 0.0km	7.9km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 9.2km 復 0.0km	4.6km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	41.772%	
	河南町	さくら坂 循環線	富田林 駅	山中田 河南町役場 さくら坂4丁目	富田 林駅	365 日	3,650 (10.0)	回	5.5	55.0 人	往 15.8km 復 0.0km	7.9km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km	0.00%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 6.6km 復 0.0km	3.3km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	58.228%	
	合計	系統										往 20.8km 復 5.0km	12.9km	往 0.0Km 復 0.0Km	0.0Km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km				

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び 同一補助ブロッ ク都道府県外乗 入部分以外のキ ロ程の比率 (「チー(リ+ス)」 ÷「チ=マ」)	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用の 見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益 (d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益									補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カー=ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのう ちいずれか 少ないほう の額 ソ
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間						
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ÷マ=f				
	(1)		100.000%	52,925.0 km	29,331,564 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	16,132,361 円	13,199,203 円	13,199,203 円	13,199,203 円
	富田林市		32.000%	16,936.0 km	9,386,101 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	5,162,356 円	4,223,745 円	4,223,745 円	4,223,745 円
	太子町		20.000%	10,585.0 km	5,866,312 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	3,226,472 円	2,639,840 円	2,639,840 円	2,639,840 円
	河南町		48.000%	25,404.0 km	14,079,151 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	7,743,533 円	6,335,618 円	6,335,618 円	6,335,618 円
	(2)		100.000%	57,670.0 km	31,961,290 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	17,578,710 円	14,382,580 円	14,382,580 円	14,382,580 円
	富田林市		41.772%	24,090.0 km	13,350,918 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	7,343,005 円	6,007,913 円	6,007,913 円	6,007,913 円
	河南町		58.228%	33,580.0 km	18,610,372 円	#DIV/0!	円		#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	10,235,705 円	8,374,667 円	8,374,667 円	8,374,667 円
合計				110,595.0 km	61,292,854 円		0 円	0 km		0 円	0.0 km		0 円	0.0 km		33,711,071 円	27,581,783 円	27,581,784 円	27,581,783 円

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外に係るもの		ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの		計画平均乗車密度が5人未満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合													
			ソ×ラ=ツ		ソ×ラ' =ツ'							都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要					
												負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合						
			円	円	円	円	円	千円	千円	千円	円	円	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%			
	(1)		13,199,203	13,199,203	9,102,898	9,102	4,551.0	15,138.375	10,587.375	0	0	10,587.375	100	0	0	0	0	0	0	0	0				
	富田林市		4,223,745	4,223,745	2,912,927	2,912	1,456.0	4,844.279	3,388.279	0	0	契約に基づき負担	0	0	0	0	0	0	0	0					
	太子町		2,639,840	2,639,840	1,820,579	1,820	910.0	3,027.675	2,117.675	0	0	契約に基づき負担	0	0	0	0	0	0	0	0					
	河南町		6,335,618	6,335,618	4,369,392	4,370	2,185.0	7,266.421	5,081.421	0	0	契約に基づき負担	0	0	0	0	0	0	0	0					
	(2)		14,382,580	14,382,580		14,382	7,191.0	16,485.609	9,304.609	0	0	9,304.609	100	0	0	0	0	0	0	0					
	富田林市		6,007,913	6,007,913		6,007	3,003.5	6,890.571	3,887.071	0	0	契約に基づき負担	0	0	0	0	0	0	0	0					
	河南町		8,374,667	8,374,667		8,375	4,187.5	9,605.038	5,417.538	0	0	契約に基づき負担	0	0	0	0	0	0	0	0					
合計			27,581,783	27,581,783	9,102,898	23,484	11,742	31,633.984	19,891.984	0	0	19,891.984	100	0	0	0	0	0	0						

(1)記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者には、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分には(リ)に記載すること。

12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)－補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)－同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。

13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ウ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、「(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除した(ウ)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、「(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11÷20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1－5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1－5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	南海バス株式会社
------	----------

R7年度

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	6,186,135 千円	営業外収益	220,955 千円	経常収益(イ)	6,407,090 千円
	営業費用	6,392,631 千円	営業外費用	9,004 千円	経常費用(ロ)	6,401,635 千円
	営業損益	△ 206,496 千円	営業外損益	211,951 千円	経常損益	5,455 千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 14,966,068.0				経常収支率	100.08 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,576,059 千円	営業外収益	155,258 千円	経常収益(イ)	5,731,317 千円
	営業費用	6,059,428 千円	営業外費用	7,199 千円	経常費用(ロ)	6,066,627 千円
	営業損益	△ 483,369 千円	営業外損益	148,059 千円	経常損益	△ 335,310 千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	km 14,156,245.5				経常収支率	94.47 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	5,173,331 千円	営業外収益	29,091 千円	経常収益(イ)	5,202,422 千円
	営業費用	5,930,091 千円	営業外費用	17,673 千円	経常費用(ロ)	5,947,764 千円
	営業損益	△ 756,760 千円	営業外損益	11,418 千円	経常損益	△ 745,342 千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km 14,270,749.0				経常収支率	87.46 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
京阪神	416円. 78銭	428円. 54銭	427円. 74銭
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
京阪神	424円. 35銭	554円. 21銭	424円. 35銭	428円. 10銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

R8年度～計画期間最終年度については、R7年度事業から運行内容に変更がないため省略

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行回数 ()	計画平均乗車密 度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地域公共交通再 編事業を実施する区域における キロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ +ル))÷チ=ヲ	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ			オ÷チ=ク	リ	ヌ	ル					
(3)	富田林市	千早線	富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	100.000%
			富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.1km 復 4.1km	4.1km	0.000%	36.923%
			富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.3km 復 4.1km	4.2km	0.000%	35.385%
			富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.8km 復 4.6km	4.7km	0.000%	27.692%
	河南町	千早線	富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.3km 復 4.1km	4.2km	0.000%	35.385%
千早赤阪村	千早線	富田林駅	寛弘寺	千早赤阪村立中学校前	365	日	4380.0 (12.0)	回	3.2	38.4	人	往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	0.000%	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 4.8km 復 4.6km	4.7km	0.000%	27.692%	
合計			系統										往 6.6km 復 6.4km	6.5km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック外 乗入部分及び同 一補助ブロック 都道府県外乗入 部分以外のキロ 程の比率 (チー(リ+ヌ) ÷チ=ヲ)	計画実車走行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額:カ	(d+e+f)/3 =ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象 経常収益 の見込額 ノ×ワ以上の額:ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちいずれ か少ないほうの額 ソ			
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度							基準期間		
							経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系統 の実車走行 キロ当たり経常 収益 ヤ ^a ÷マ ^a =d	経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系 統の実車走 行キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a =e					経常収益 ヤ ^a	実車走行 キロ マ ^a	補助対象系統 の実車走行 キロ当た り経常収益 ヤ ^a ÷マ ^a =f
	(3)		100.000%	56,940.0 km	24,162,489 円	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	13,289,369 円	10,873,120 円	10,873,120 円	10,873,120 円
	富田林市		36.923%	21,024.0 km	8,921,534 円	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	4,906,844 円	4,014,690 円	4,014,690 円	4,014,690 円
	河南町		35.385%	20,148.0 km	8,549,803 円	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	4,702,392 円	3,847,411 円	3,847,411 円	3,847,411 円
	千早赤阪村		27.692%	15,768.0 km	6,691,150 円	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	円	km	#DIV/0!	3,680,133 円	3,011,019 円	3,011,019 円	3,011,019 円
合計				56,940.0 km	24,162,489 円		0 円	0.0 km		0 円	0.0 km		0 円	0.0 km		13,289,369 円	10,873,120 円	10,873,120 円	10,873,120 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ソのうち補助ブロック外乗入部 分、同一補助ブロック都道府 県外乗入部分及び他路線との 競合部分以外に係るもの	ソのうち補助ブロック外乗入部 分及び同一補助ブロック都道府 県外乗入部分以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が8人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」 の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	(3)		10,873,120円	10,873,120円	6,342,653円	6,342千円	3,171.0千円	10,873,120円	7,702,120円	0円	0%	7,702,120円	100%	0円	0%	0円	0%	
	富田林市		4,014,690円	4,014,690円	2,341,902円	2,341千円	1,170.5千円	4,014,690円	2,844,190円	0円	0%	契約に基づき負担	0%	0円	0%	0円	0%	
	河南町		3,847,411円	3,847,411円	2,244,323円	2,244千円	1,122.0千円	3,847,411円	2,725,411円	0円	0%	契約に基づき負担	0%	0円	0%	0円	0%	
	千早赤阪村		3,011,019円	3,011,019円	1,756,427円	1,757千円	878.5千円	3,011,019円	2,132,519円	0円	0%	契約に基づき負担	0%	0円	0%	0円	0%	
合計			10,873,120円	10,873,120円	6,342,653円	6,342千円	3,171千円	10,873,120円	7,702,120円	0	0%	7,702,120円	100%	0	0%	0	0.0%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5.ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ウ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、(ネ)（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ヅ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ヅ)の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

表4 別表1及び別表3の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

[illegible]